

○岐阜県都市公園条例

昭和三十七年十一月十五日条例第四十一号

改正

昭和三九年三月二四日条例第二一号
昭和四三年三月二八日条例第二四号
昭和四四年三月二五日条例第一六号
昭和四九年三月二九日条例第一八号
昭和五〇年三月二五日条例第一三号
昭和五一年三月二九日条例第二四号
昭和五二年三月三一日条例第一三号
昭和五六年三月二五日条例第一一号
昭和五九年三月二八日条例第一二号
昭和六二年三月二七日条例第一三号
昭和六二年一二月二五日条例第三一号
昭和六三年一二月二六日条例第二七号
平成元年三月二八日条例第八号
平成元年一二月二六日条例第二五号
平成二年三月三〇日条例第一〇号
平成二年三月三〇日条例第一三号
平成二年三月三〇日条例第一八号
平成二年一〇月一六日条例第三一号
平成三年三月二二日条例第一二号
平成三年七月一六日条例第二一号
平成四年三月三〇日条例第八号
平成六年三月三〇日条例第一〇号
平成七年三月二三日条例第一七号
平成七年一〇月九日条例第四一号
平成八年三月一三日条例第一二号
平成九年三月二五日条例第五号
平成一〇年三月二四日条例第一二号
平成一〇年七月一日条例第二五号
平成一二年三月二四日条例第二号
平成一四年一〇月九日条例第四一号
平成一五年三月一九日条例第二九号
平成一五年一二月一八日条例第七二号
平成一六年一二月一六日条例第四八号
平成一七年三月二三日条例第四二号
平成一七年一〇月六日条例第六一号
平成一八年三月二三日条例第二八号
平成二〇年一二月二四日条例第五五号
平成二一年三月三〇日条例第三八号
平成二二年三月三〇日条例第二九号
平成二四年七月一〇日条例第五六号
平成二四年一〇月二日条例第六八号
平成二六年三月二〇日条例第九号
平成二六年七月一五日条例第五〇号
平成二九年七月一一日条例第三三号
平成二九年一二月一九日条例第四七号
平成三〇年三月二二日条例第三四号
平成三一年三月二七日条例第五号
令和二年一二月二二日条例第五八号

令和 三年 三月二九日条例第一九号
令和 三年 七月一三日条例第三二号
令和 四年 三月二九日条例第一八号

岐阜県都市公園条例をここに公布する。

岐阜県都市公園条例

(総則)

第一条 都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)及び法に基づく命令並びに他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号。以下「令」という。)に定めるところによる。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、設置する都市公園の特質に応じてその分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるよう配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の割合)

第二条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二(岐阜メモリアルセンターにあつては、百分の三)とする。

(公園施設の建築面積の割合の特例)

第二条の四 令第六条第一項第一号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十(岐阜メモリアルセンターにあつては、百分の十五)を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第六条第一項第二号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第六条第一項第三号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条及び前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第六条第一項第四号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条及び前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第六条第六項に規定する場合における法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第六条第七項に規定する場合における都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の割合)

第二条の五 令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十(岐阜メモリアルセンターにあつては、百分の五十五)とする。

(行為の禁止)

第三条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 土地の形質を変更すること。
- 二 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- 三 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

- 五 ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- 六 たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 七 立入禁止区域に立ち入ること。
- 八 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- 九 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(行為の制限)

第四条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - 三 興行を行うこと。
 - 四 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
 - 五 知事が定める公園施設の内部に広告物を掲出すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 第一項の許可を受けた者は、当該許可にかかる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならぬ。
 - 4 知事は、第一項に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第一項又は前項の許可を与えることができる。
 - 5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付付することができる。

(許可の特例)

第五条 次に掲げる者は、前条第一項の許可を受けることを要しない。

- 一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者
- 二 第八条に掲げる軽易な変更をしようとする者
- 三 第九条第二項の許可を受けた者（規則で定める場合に限る。）
- 四 第九条の二第一項に規定する指定管理者

(利用の禁止又は制限)

第六条 知事又は第九条の二第一項に規定する指定管理者で権限を有するものは、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は都市公園に関する工事若しくは公園施設の保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第七条 法第五条第一項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容、方法その他規則で定める事項とする。

- 2 法第六条第二項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第八条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外觀又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
- (有料公園及び有料公園施設)

第九条 有料公園（有料で利用させる都市公園をいう。以下同じ。）及び有料公園施設（有料で利用させる公園施設をいう。以下同じ。）は、別表第一のとおりとする。

- 2 有料公園及び有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第九条の二 知事は、別表第二に掲げる都市公園又は都市公園の一部の区域（以下「管理公園」という。）の管理を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、申請書に管理公園の管理に関する事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事が定める期日までに申請しなければならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - 一 管理公園を県民が平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 管理公園の管理に関する事業計画が、管理公園の適正な管理のために適切なものであること。
 - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
 - 四 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、別表第二の第一欄に掲げる管理公園ごとに、同表の第二欄に掲げる要件を満たしていること。
- 4 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(指定管理者の指定の取消し等)

第九条の三 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理公園の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
 - 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
 - 三 第九条の五に規定する基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるととき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第九条の九第一項に規定する料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に管理公園の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第三に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。
(業務の範囲)

第九条の四 別表第二の第一欄に掲げる管理公園の管理に係る指定管理者が行う業務の範囲は、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(管理の基準)

第九条の五 指定管理者が行う管理公園の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理者は、管理公園の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、管理公園の使用を制限することができる。
 - 二 管理公園の管理に従事している者又は従事していた者は、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 前項に規定するもののほか、別表第二の第一欄に掲げる管理公園の管理の基準は、同表の第四欄に掲げるとおりとする。
(事業計画書の提出等)

第九条の六 指定管理者は、毎事業年度、管理公園の管理に係る事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第九条の七 指定管理者は、やむを得ない理由により管理公園の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第九条の八 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第九条の二第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第九条の二第四項の規定による届出があつたとき。
- 三 第九条の三第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(利用料金)

第九条の九 地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により別表第三に掲げる有料公園又は有料公園施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることとし、当該料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定める。

- 2 指定管理者は、前項の料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第十条 法第五条第一項、法第六条第一項、第四条第一項又は第九条第二項の許可を受けた者は、別表第四に掲げる額の使用料を、規則で定めるところにより納入しなければならない。

- 2 法第五条第一項の規定により公園施設を設ける場合又は法第六条第一項及び第三項の規定により都市公園を占用する場合で設ける期間又は占用する期間が一月に満たない場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、別表第四一の表又は二の表により算定した額に一・一を乗じて得た額とする。

- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 4 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第一項及び第二項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(変更又は廃止)

第十条の二 知事は、都市公園の区域若しくは法第二条の二の政令で定める事項を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の変更又は廃止に係る事項その他必要と認める事項を公告するものとする。

(監督処分)

第十一條 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定による処分に違反している者
二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
三 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
三 前二号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(公園予定区域等についての準用)

第十二条 第三条から第七条まで及び前三条の規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十二条の二 法第二十七条第五項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
二 保管した工作物等の所在した場所及び当該工作物等を除却した日
三 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十二条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を

規則で定める場所に備え付け、かつ、これを一般の閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第十二条の四 法第二十七条第六項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十二条の五 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十四条 次の各号の一に該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

- 一 第三条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条第一項又は第三項（第十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者
- 三 第九条第二項の規定に違反して有料公園施設を利用した者
- 四 第十一条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

第十五条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

第十六条 法第五条の十一の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前二条の規定の適用については、知事とみなす。

付 則

- 1 この条例は、昭和三十七年十二月一日から施行する。
- 2 岐阜県総合運動場使用料徴収条例（昭和三十四年十月岐阜県条例第四十三号）は、廃止する。
- 3 養老公園使用規則（大正十二年三月岐阜県令第十七号）は、廃止する。
- 4 岐阜県立公園条例（昭和二十九年九月岐阜県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
第二条中「県営公園」を「県営公園（都市公園を除く。以下同じ。）」に改める。

付 則（昭和三十九年三月二十四日条例第二十一号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

付 則（昭和四十三年三月二十八日条例第二十四号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

付 則（昭和四十四年三月二十五日条例第十六号）

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

付 則（昭和四十九年三月二十九日条例第十八号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

付 則（昭和五十年三月二十五日条例第十三号）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第二条の二の表の改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和五十年五月規則第六十四号で、同五十年五月五日から施行）
- 2 この条例の施行の際、この条例の施行前から引き続き法第五条第二項の規定により公園施設を設け、又は管理している者に係る昭和五十年度分及び昭和五十一年度分の使用料については、改正後の岐阜県都市公園条例別表第二の一の表の規定にかかわらず、同表の規定により計算した額に、昭和五十年度にあつては百分の四十を、昭和五十一年度にあつては百分の八十をそれぞれ乗じて得た額によるものとする。

付 則（昭和五十一年三月二十九日条例第二十四号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

- 2 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (昭和五十二年三月三十日条例第十三号)

- 1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十六年三月二十五日条例第十一号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月二十八日条例第十二号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月二十七日条例第十三号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年十二月二十五日条例第三十一号)

この条例は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年十二月二十六日条例第二十七号)

- 1 この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成元年三月二十八日条例第八号抄)

改正

平成元年一二月二六日条例第二五号

平成二年三月三〇日条例第一〇号

平成二年三月三〇日条例第一三号

(施行期日)

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成三年七月規則第六十号で、同三年十月一日から施行）

附 則 (平成元年十二月二十六日条例第二十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十日条例第十号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十日条例第十三号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十日条例第十八号)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年七月一日から施行する。

(岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成元年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成二年十月十六日条例第三十一号)

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第二四2（一）の表の改正規定及び附則第二条から第四条までの規定は、平成三年四月一日から施行する。（平成三年四月規則第四十号で、同三年四月十四日から施行）

第二条 改正後の岐阜県都市公園条例別表第二四2（一）の表の規定は、平成三年四月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(岐阜県証紙条例の一部改正)

第三条 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成元年岐阜県条例第八号）の一部を次

のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成三年三月二十二日条例第十二号)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

(岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成元年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成三年七月十六日条例第二十一号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三年十月一日から施行する。（後略）

(岐阜県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この条例による改正後の岐阜県都市公園条例第十条第二項、別表第二四1（一）の表及び別表第二四2（二）の表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月三十日条例第八号)

この条例は、平成四年四月三十日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十日条例第十号)

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成六年七月規則第六十三号で、同六年七月二十日から施行)

附 則 (平成七年三月二十三日条例第十七号)

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成七年十一月規則第百六号で、同七年十二月一日から施行)

附 則 (平成七年十月九日条例第四十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月十三日条例第十二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月二十六日から施行する。

(岐阜県証紙条例の一部改正)

2 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成九年三月二十五日条例第五号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年三月二十四日条例第十二号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年七月一日条例第二十五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。

(岐阜県証紙条例の一部改正)

2 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年十月九日条例第四十一号)

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成十五年三月規則第十五号で、同十五年四月一日から施行)

附 則 (平成十五年三月十九日条例第二十九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年十二月十八日条例第七十二号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成十六年二月規則第九号の二で、同十六年七月十四日から施行）
(準備行為)
- この条例による改正後の岐阜県都市公園条例第九条の二第三項の規定による世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域に係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成十六年十二月十六日条例第四十八号）

改正

平成一七年三月二三日条例第四二号

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 - 第一条の規定 公布の日から起算して十日を超えない範囲内において規則で定める日（平成十六年十二月規則第九十七号で、同十六年十二月十七日から施行）
 - 第二条の規定 平成十七年八月一日
 - 第三条及び附則第三項の規定 平成十七年九月一日
- (準備行為)
- この条例による改正後の岐阜県都市公園条例第九条の二第三項の規定による養老公園、岐阜県百年公園、各務原公園、世界淡水魚園及び平成記念公園に係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(岐阜県証紙条例の一部改正)
- 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成十七年三月二十三日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第六十一号）

(施行期日)

- この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- この条例による改正後の岐阜県都市公園条例第九条の二第三項の規定による花フェスタ記念公園に係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(岐阜県証紙条例の一部改正)
- 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成十八年三月二十三日条例第二十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十四日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十日条例第三十八号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第二十九号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の岐阜県都市公園条例別表第四四1（二）の表の規定は、平成二十二年九月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年七月十日条例第五十六号）

(施行期日)

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行

する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の岐阜県都市公園条例の規定による岐阜メモリアルセンターに係る指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(岐阜県証紙条例の一部改正)

- 3 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。
(次のように略)

附 則（平成二十四年十月二日条例第六十八号）

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第九号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年七月十五日条例第五十号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月十一日条例第三十三号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月十九日条例第四十七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一から別表第三までの改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日条例第三十四号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十二日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十九日条例第十九号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月十三日条例第三十二号）

この条例は、令和三年十月九日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日条例第十八号）

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

別表第一（第九条関係）

一 有料公園

ぎふワールド・ローズガーデン

二 有料公園施設

公園の名称	施設の名称
養老公園	パークゴルフ場、パターゴルフ場、心のテーマパーク養老天命反転地、テニスコート
岐阜メモリアルセンター	第一体育館、第二体育館、武道館、相撲場、本館、陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、弓道場、補助競技場、駐車場
岐阜県百年公園	博物館、サイクリングロード、テニスコート
ぎふワールド・ローズガーデン	茶室、園内移動用車両
世界淡水魚園	世界淡水魚園水族館
ぎふ清流里山公園	里山の湯

別表第二（第九条の二、第九条の四、第九条の五関係）

名称	指定の基準	業務の範囲	管理の基準
養老公園（以		1 公園を管理すること。	1 公園は、無休とする。ただ

下この項において「公園」という。)	<p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>し、次に掲げる公園施設は、それぞれ次に定める日を休業日とする。</p> <p>イ 有料公園施設及び駐車場（知事が定めるものを除く。）月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで</p> <p>ロ 駐車場（知事が定めるものに限る。）十二月二十九日から翌年の一月三日まで</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>3 公園の利用時間は、終日（公園内の有料公園施設及び駐車場にあつては、午前九時から午後五時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
岐阜メモリアルセンター（以下この項において「公園」という。）	<p>1 公園を管理すること。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>1 公園内の有料公園施設の休業日は、毎月第一火曜日及び第三火曜日（それらの火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この項において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。</p> <p>2 前号に規定する休業日のほか、野球場については一月四日から二月末日まで及び十二月一日から十二月二十八日まで、水泳場の二五メートルプールについては毎週火曜日並</p>

		<p>びに水泳場の五〇メートルプールについては一月四日から六月三十日まで、七月一日から八月三十一日までの間の火曜日及び九月一日から十二月二十八日までを休業日とする。</p> <p>3 前二号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>4 公園内の有料公園施設の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。</p> <p>5 前号の規定にかかわらず、水泳場の二五メートルプールを一般利用する場合（対象施設を貸し切ることなく個人で利用する場合をいう。以下同じ。）にあつては、土曜日、日曜日及び休日は午前十時から午後六時まで、その他の日は午後一時から午後八時三十分まで、水泳場の五〇メートルプールを一般利用する場合にあつては、土曜日、日曜日及び休日は午前十時から午後六時まで、その他の日は午後一時から午後六時まで、補助競技場を一般利用する場合にあつては、午前九時から午後六時までを利用時間とする。</p> <p>6 前二号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。以下この項において「公園」という。）		<p>1 公園を管理すること。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるこ</p> <p>1 公園の休業日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を</p>

		<p>と。</p>	<p>得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>2 公園の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
各務原公園 (以下この項において「公園」という。)		<p>1 公園を管理すること。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>1 公園の休業日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>2 公園の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
ぎふワールド・ローズガーデン（以下のこの項において「公園」という。）		<p>1 公園を管理すること。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>1 公園の休業日は、火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>2 公園の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利</p>

			用時間変更することができる。
世界淡水魚園 (次項の区域を除く。以下この項において「公園」という。)		1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 公園は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業することができる。 2 公園の利用時間は、午前九時三十分から翌日の午前零時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域(以下この項において「公園」という。)	1 公園の管理に関する事業計画の適正かつ円滑な実施に必要な水族館の運営実績を有する者であること。	1 公園を管理すること(知事が別に定めることに限る。)。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 公園は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業することができる。 2 公園の利用時間は、午前九時三十分から午後六時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
ぎふ清流里山公園(以下この項において「公園」という。)		1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 公園の休業日は、十二月一日から翌年の二月二十八日(閏(じゅん)年にあつては二月二十九日)までの期間の水曜日(当該水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合を除く。)とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 2 公園の利用時間は、三月一日から十一月三十日までの期間にあつては午前九時から午後六時までとし、十二月一日から翌年の二月二十八日(閏(じゅん)年にあつては二月二十九日)までの期間にあつては午前十時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとき

		は、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
--	--	----------------------------------

別表第三（第九条の三、第九条の九関係）

一 有料公園

名称	区分	金額
ぎふワールド・ローズガーデン	入園料	一人につき一、〇五〇円（一年を通じて利用する場合は、五、二四〇円）

二 有料公園施設

1 養老公園

区分		金額
パークゴルフ場	利用料	一人一回につき一、八八〇円
パターゴルフ場	利用料	一人一回につき五二〇円
心のテーマパーク養老天命反転地	入園料	一人につき九五〇円
テニスコート	利用料	二時間につき六三〇円
附属施設設備等	利用料	知事が定める額

2 岐阜メモリアルセンター

(一) 第一体育館、第二体育館、武道館、相撲場、本館（体育室）、陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、弓道場及び補助競技場

区分	金額（円）					
	午前	午後	夜間	全日	時間外一時間につき	
第一体育館 アマチュアスポーツ	全部利用 入場料等を徴収する場合 土曜日、日曜日及び休日	八四、七五〇	九六、八〇〇	八四、七五〇	二六六、三〇〇	三三、〇〇〇
	その他の日	六六、〇〇〇	七四、八〇〇	六六、〇〇〇	二〇六、八〇〇	二五、三五〇
	入場料等を徴収しない場合 土曜日、日曜日及び休日	六六、〇〇〇	七四、八〇〇	六六、〇〇〇	二〇六、八〇〇	二五、三五〇
	その他の日	五三、九五〇	六一、六〇〇	五三、九五〇	一六九、五〇〇	二〇、九五〇
	一部利用 フロアの全部を利用する場合 土曜日、日曜日及び休日	一九、八〇〇	二二、〇〇〇	一九、八〇〇	六一、六〇〇	七、七五〇
	その他の日	一三、二〇〇	一五、四〇〇	一三、二〇〇	四一、八〇〇	四、四〇〇
	フロアの二分の一を利用する場合 土曜日、日曜日及び休日	九、九〇〇	一一、〇〇〇	九、九〇〇	三〇、八〇〇	三、八八〇
	その他の日	六、六〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	二〇、九〇〇	二、二〇〇
	フロアの三分の一を利用する場合 土曜日、日曜日及び休日	六、六〇〇	七、三三〇	六、六〇〇	二〇、五三〇	二、五九〇
	その他の日	四、四〇〇	五、一三〇	四、四〇〇	一三、九三〇	一、四七〇
音楽、芸	土曜日、日曜日及び休日	三四六、	三九六、	三四六、	一、〇八	一三五、

能、プロ スポーツ 等の興行		五五〇	〇〇〇	五五〇	九、一〇 〇	三五〇		
	その他の日	二九二、 六〇〇	三三四、 四〇〇	二九二、 六〇〇	九一九、 六〇〇	一一四、 四〇〇		
	見本市、 展示会、 集会、式 典その他 これらに 類する催 し	土曜日、日曜日及び休日	二五四、 一五〇	二九〇、 四〇〇	二五四、 一五〇	七九八、 七〇〇		
第二体 育館		その他の日	二〇〇、 二〇〇	二二八、 八〇〇	二〇〇、 二〇〇	六二九、 二〇〇		
						七八、一 五〇		
一部利用	全部利用	アマチ ュアス ポーツ	入場料等を徴収 する場合	一九、八 〇〇	二二、〇 〇〇	二八、六 〇〇	七〇、四 〇〇	八、八〇 〇
			入場料等を徴収 しない場合	九、九五 〇	一一、〇 〇〇	一四、三 五〇	三五、三 〇〇	四、四〇 〇
	その他	アマチ ュアス ポーツ	入場料等を徴収 する場合	九九、〇 〇〇	一一四、 四〇〇	一四七、 四〇〇	三六〇、 八〇〇	四五、一 五〇
			入場料等を徴収 しない場合	四九、五 五〇	五七、二 〇〇	七三、七 五〇	一八〇、 五〇〇	二二、五 二〇
	バスケットボールコート 一面につき		三、三〇 〇	三、六四 〇	四、七四 〇	一一、六 八〇		
			三、三〇 〇	三、六四 〇	四、七四 〇	一一、六 八〇		
			二、二〇 〇	二、四二 〇	三、二〇 〇	七、八二 〇		
			六六〇	七七〇	一、〇〇 〇	二、四三 〇		
			五六〇	六六〇	七七〇	一、九九 〇		
武道館	剣道場	全部利 用	アマチュアスポ ーツ	三、九六 〇	四、六二 〇	五、九四 〇	一四、五 二〇	一、七六 〇
			その他	一九、八 〇〇	二四、二 〇〇	二九、七 五〇	七三、七 五〇	九、〇二 〇
		一部利 用	アマチュアスポ ーツ二〇〇平方 メートル（二〇 〇平方メートル に満たない面積 は、二〇〇平方 メートルとす る。）につき	一、三二 〇	一、五四 〇	一、九八 〇	四、八四 〇	
	柔道場	全部利 用	アマチュアスポ ーツ	三、九六 〇	四、六二 〇	五、九四 〇	一四、五 二〇	一、七六 〇
			その他	一九、八 〇〇	二四、二 〇〇	二九、七 五〇	七三、七 五〇	九、〇二 〇

	一部利用	アマチュアスポーツ二〇〇平方メートル(二〇〇平方メートルに満たない面積は、二〇〇平方メートルとする。)につき	一、三二〇	一、五四〇	一、九八〇	四、八四〇			
相撲場			一、一〇〇	一、三二〇	一、七六〇	四、一八〇			
本館	体育室		三、五二〇	四、〇七〇	五、一七〇	一二、七六〇	一、五四〇		
陸上競技場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	四六、二〇〇	五二、八〇〇	四六、二〇〇	一四五、二〇〇	一八、一六〇		
		入場料等を徴収しない場合	一五、四〇〇	一七、六〇〇	一五、四〇〇	四八、四〇〇	六、〇六〇		
野球場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	二三一、〇〇〇	二六四、〇〇〇	二三一、〇〇〇	七二六、〇〇〇	九〇、七六〇		
		入場料等を徴収しない場合	七七、〇〇〇	八八、〇〇〇	七七、〇〇〇	二四二、〇〇〇	三〇、二六〇		
		入場料等を徴収する場合	三四、六六〇	三九、六〇〇	三四、六六〇	一〇八、九二〇	一三、五四〇		
		入場料等を徴収しない場合	一一、五六〇	一三、二〇〇	一一、五六〇	三六、三二〇	四、五一〇		
庭球場	センター コート	入場料等を徴収する場合	一七三、二六〇	一九八、〇〇〇	一七三、二六〇	五四四、五二〇	六七、九八〇		
		入場料等を徴収しない場合	五七、七六〇	六六、〇〇〇	五七、七六〇	一八一、五二〇	二二、六六〇		
		入場料等を徴収する場合	一七、一六〇	一九、八〇〇	一七、一六〇	五四、一〇〇	六、七一〇		
		入場料等を徴収しない場合	五、七二〇	六、六〇〇	五、七二〇	一八、〇四〇	二、二〇〇		
水泳場	五〇メートルプール	全部利 用	アマチュアス ポーツ	入場料等 を徴収す る場合	八五、八〇〇	九九、〇〇〇	八五、八〇〇	二七〇、六〇〇	三三、七七〇
				入場料等 を徴収し ない場合	二八、六〇〇	三三、〇〇〇	二八、六〇〇	九〇、二〇〇	一一、二二〇
				入場料等 を徴収す る場合	三、四六〇	三、九六〇	三、四六〇	一〇、八八〇	一、六六〇
				屋外コート一面につき	二、三一〇	二、六四〇			一、一〇〇
				屋内コート一面につき	三、四六〇	三、九六〇	三、四六〇	一〇、八八〇	一、六六〇
				入場料等 を徴収す る場合	三六、三五〇	四六、二〇〇	三六、三五〇	一一八、九〇〇	一四、八六〇
				入場料等 を徴収し ない場合	一二、一五〇	一五、四〇〇	一二、一五〇	三九、七〇〇	四、九六〇
				その他	一八一、五五〇	二三一、〇〇〇	一八一、五五〇	五九四、一〇〇	七四、二六〇
				入場料等	六〇、五	七七、〇	六〇、五	一九八、	二四、七

		を徴収しない場合	五〇	〇〇	五〇	一〇〇	六〇
	コース利用	一コースにつき	一、三二〇	一、六六〇	一、三二〇	四、三〇〇	五二〇
飛び込みプール	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	二六、四〇〇	二九、七五〇	二六、四〇〇	八二、五五〇	一〇、二四〇
	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	八、八〇〇	九、九五〇	八、八〇〇	二七、五五〇	三、四一〇
	その他	入場料等を徴収する場合	一三二、〇〇〇	一四八、五五〇	一三二、〇〇〇	四一二、五五〇	五一、四八〇
	その他	入場料等を徴収しない場合	四四、〇〇〇	四九、五五〇	四四、〇〇〇	一三七、五五〇	一七、一六〇
二五メートルプール（冷水期間）	全部利用	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	三三、〇〇〇	三九、六〇〇	三三、〇〇〇	一〇五、六〇〇
		アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	一一、〇〇〇	一三、二〇〇	一一、〇〇〇	三五、二〇〇
		アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	一六五、〇〇〇	一九八、〇〇〇	一六五、〇〇〇	五二八、〇〇〇
		アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	五五、〇〇〇	六六、〇〇〇	五五、〇〇〇	一七六、〇〇〇
	コース利用	一コースにつき	一、五四〇	一、八七〇	一、五四〇	四、九五〇	六二〇
二五メートルプール（温水期間）	全部利用	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	四九、五五〇	六二、七五〇	四九、五五〇	一六一、八五〇
		アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	一六、五五〇	二〇、九五〇	一六、五五〇	五四、〇五〇
		アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	二四七、五五〇	三一三、五五〇	二四七、五五〇	八〇八、六五〇
		アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	八二、五五〇	一〇四、五五〇	八二、五五〇	二六九、六五〇
	コース利用	一コースにつき	二、三一〇	二、九七〇	二、三一〇	七、五九〇	一、一〇〇
弓道場	入場料等を徴収する場合			一〇、五六〇	一一、八八〇	一一、二二〇	三三、六六〇
	入場料等を徴収しない場合			三、五二〇	三、九六〇	三、七四〇	一一、二二〇
補助競技場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	一〇、五六〇	一一、八八〇	一〇、五六〇	三三、〇〇〇	四、〇七〇
		入場料等を徴収しない場合	三、五二〇	三、九六〇	三、五二〇	一一、〇〇〇	一、三二〇
	その他	入場料等を徴収する場合	五二、八〇〇	五九、四〇〇	五二、八〇〇	一六五、〇〇〇	二〇、五七〇

	入場料等を徴収しない場合	一七、六〇〇	一九、八〇〇	一七、六〇〇	五五、〇〇〇	六、八二〇
--	--------------	--------	--------	--------	--------	-------

(二) 本館(トレーニング室)

区分	金額(円)	
トレーニング室	一人一回二時間(二時間間に満たない時間は、二時間とする。)につき	中学生及び高校生 一六〇 その他(小学生以下の者を除く。) 三四〇

(三) 駐車場

区分	金額
第一駐車場及び第二駐車場	一台につき、利用時間が三時間以内の場合にあつては一〇〇円(利用時間が二〇分以内の場合にあつては、無料)、利用時間が三時間を超える場合にあつては一〇〇円に三時間を超える三〇分(三〇分未満の利用時間があるときは、その利用時間は三〇分とする。)ごとに一〇〇円を加えた額
第三駐車場	午前 二一、六七〇円 午後 三二、五六〇円 夜間 二一、六七〇円 全日 七五、九〇〇円
第四駐車場	午前 一〇、三四〇円 午後 一五、六二〇円 夜間 一〇、三四〇円 全日 三六、三〇〇円

(四) 附属施設設備等

区分	金額
知事が定める附属施設設備等	知事が定める額

備考

- 一 午前とは午前九時から午後零時三十分まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時三十分から午後九時まで、全日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 二 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の利用料金の額は、この表に掲げる午前及び午後の額の合計額又は午後及び夜間の額の合計額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額とする。
- 三 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 四 準備又は撤去のため利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に〇・五を乗じて得た額とする。
- 五 第一体育館における一部利用とは、二階及び三階の観客席以外の利用をいう。
- 六 水泳場、弓道場又は補助競技場を一般利用する場合の利用料金の額は、知事が別に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 七 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合(第一体育館、水泳場(コース利用に限る。)、トレーニング室、駐車場及び附属施設設備等を利用する場合を除く。)の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額にその額の一割に相当する額を加算した額とする。
- 八 利用料金の額が一時間当たりの額で定められている場合において当該利用時間に一時間に満たない端数があるときは、その端数を一時間として計算する。
- 九 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。
- 十 この表に定める施設(駐車場及び附属施設設備等を除く。)を利用する場合(トレーニング室、水泳場、弓道場又は補助競技場を一般利用する場合を除く。)における第三駐車場及び第四駐車場の利用料金は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

3 岐阜県百年公園

区分		金額
サイクリングロード	利用料	一人一回につき五〇円
テニスコート	利用料	二時間につき六三〇円
附属施設設備等	利用料	知事が定める額

4 ぎふワールド・ローズガーデン

区分		金額
茶室	利用料	広間 四時間につき四、七二〇円 小間 四時間につき三、一五〇円
園内移動用車両	利用料	一人一回につき三二〇円
附属施設設備等	利用料	知事が定める額

5 世界淡水魚園

区分		金額
世界淡水魚園水族館	入館料	一人につき一、七八〇円（一年を通じて利用する場合は、五、三五〇円）

6 ぎふ清流里山公園

区分		金額
里山の湯	利用料	一人一回につき七三〇円

別表第四（第十条関係）

一 法第五条第一項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額(円)	
		設ける場合	管理する場合
売店、飲食店、簡易宿泊所その他これらに類する施設	使用する土地一平方メートル 一年	二一〇	四〇〇
駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設	使用する土地一平方メートル 一年	二一〇	三六五
前各号以外のもの			知事が別に定める額

二 法第六条第一項及び第三項の規定により都市公園を占用する場合

区分	単位	金額(円)
電柱（支線柱及び支柱を含む。）	一本 一年	八四〇
変圧塔	使用する土地一平方メートル 一年	六二〇
電線	一メートル 一年	六〇
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径一〇センチメートル未満 一メートル	三〇
	外径一〇センチメートル以上 一メートル	六〇
展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用する土地一平方メートル 一月	六〇
工事用施設又は工事用材料置場	使用する土地一平方メートル 一月	一二〇
前各号以外のもの	知事が定める額	

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額(円)
物品の販売その他これに類する行為	一日	七三〇
業として行う写真の撮影	写真機一台一日	七三〇
業として行う映画の撮影	一日	九、九〇〇
展示会、競技会、集会その他これらに類する催し	一日	三、三〇〇
広告物の掲出	広告表示面積一平方メー	一、六五〇

	トル 一日	
興行	知事が定める額	

四 有料公園施設を利用する場合

岐阜県百年公園

区分	金額
博物館	別に条例で定める額

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる長さに一メートルに満たない端数があるときは、その端数を一メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算する。
- 3 使用料の額が一時間当たりの額で定められている場合において当該使用時間に一時間に満たない端数があるときは、その端数を一時間として計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められている場合において当該使用期間に一月に満たない端数があるときは、その端数を一月として計算する。
- 5 使用料の額が年額で定められている場合において当該使用期間が一年に満たないときは、月割で計算する。